令和9年度 目黒区認知症支援推進事業に係るボランティア活動支援等委託
事業者募集要項

1 募集目的

認知症の人とその家族の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現に向けて、区は地域における見守り・支援体制の強化と認知症の人の社会参加の促進に加え、それらを支えるボランティア等の地域における支援者の育成及び持続的な活動体制の構築を目指した取組を進めています。

本事業を円滑にかつ効果的に実施するため、「目黒区認知症支援推進事業に係るボランティア活動支援等委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、企画力、技術力、実績等を含めた総合的な判断を行い、契約相手として最適な事業者を選定します。

2 業務の名称

目黒区認知症支援推進事業に係るボランティア活動支援等委託

3 委託契約期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

※ただし、円滑に事業を開始できるよう令和９年２月上旬から令和９年３月３１日までに現委託事業者との事務引き継ぎなどの準備を行っていただきます（経費については今回の費用に含みます)。

※区は、毎年度履行実績の評価を行い、履行実績が良好であれば、予算の配当を条件として、令和１０年度から１１年度までについて、継続して契約を締結することとします。なお、契約は単年度ごとに行います。

4 提案限度額

令和９年度　２，４９６，４５０円　（消費税及び地方消費税相当額を含む）

提案した価格が提案限度額を超える場合、提案は無効となります。

※本件は、令和９年度予算が議会にて可決された場合において、令和９年４月１日に契約が確定されることを前提としています。

5 提案者の資格及び条件

提案できる事業者は、次の要件を全て満たす事業者とします。要件の基準日は、様式１「プロポーザル参加申込書」の提出日とします。ただし、その後において、要件を欠いた場合は、失格とする他、契約締結日以降に要件を欠いた場合についても同様とします。

（１）事業の実施に意欲を有する事業者（法人）で、これまでに地方自治体において、以下に掲げる事業の受託実績（類似事業も含む）があること。

ア　認知症の方やその家族を支援するボランティアを養成、または活動を支援する事業

イ　認知症の方やその家族を支援する事業

ウ　認知症の方を介護する介護者を支援する事業

エ　その他認知症施策に関する事業

（２）目黒区の競争入札参加資格を有していること（東京電子自治体共同運営電子調達サービスの登録をしていること）。ただし、有していない場合は以下の書類を提出すること。

・　役員名簿、定款、認証、登記に関する書類の写し、事業報告書
・　財務諸表（財産目録、貸借対照表、活動計算書等）
・　納税証明書

（３）地方自治法施行令（昭和２２年５月３日政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（５）目黒区競争入札参加者指名停止措置基準（平成２年４月１日付け目総契第７４０号決定）別表第１及び別表第２に規定する措置要件に該当しないこと。

（６）目黒区契約における暴力団等排除措置要綱（平成２３年７月２８日付け目総契第４０７０号決定）別表に規定する措置要件に該当しないこと。

（７）別紙「令和９年度 目黒区認知症支援推進事業に係るボランティア活動支援等委託業務詳細」（以下「業務詳細」という。）の内容を満たすことができること。

（８）最近１年間法人税、消費税等を滞納していないこと。

６ 委託事業の概要

別紙１「業務詳細」のとおり

７ スケジュール(予定)

日程	内容
令和８年 11 月 25 日（水）	募集要項の公表（目黒区公式ウェブサイト、東京電子自治体共同運営電子調達サービス）
令和８年 12 月 18 日（金）午後５時	参加申込書の提出期限
令和８年 12 月 22 日（火）	参加資格確認結果通知書の送付
令和８年 12 月 24 日（木）午後５時	質問票の提出期限
令和９年 １月 ６日（水）	質問票への回答
令和９年 １月 12 日（火）正午	事業提案書類提出期限
令和９年 １月 27 日（水）	１次審査（書類審査）、結果通知
令和９年 ２月 ４日（木）	最終審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
令和９年 ２月 ５日（金）	最終審査結果通知送付
令和９年 ２月上旬	審査結果の公表 契約に向けた協議開始 事業者交代に係る業務引継
令和９年 ４月１日（木）	契約締結、業務委託開始

８ 参加申込書の受付及び質問の受付･回答

（１）参加申込書の受付

ア　提出期限　令和８年１２月１８日（金）　午後５時まで（必着）

※申込書を提出しなかった場合、企画提案書を提出することはできません。

イ　提出書類

・　様式１「プロポーザル参加申込書」（以下「申込書」という。）
※様式は、目黒区公式ウェブサイトからダウンロードをお願いします。

・　添付書類
様式１「申込書　３添付書類」の記載をご確認ください。

ウ　提出方法・提出先
メールまたは郵送で提出してください。提出先は、募集要項「１４　問い合わせ及び提出先」をご参照ください。

エ　その他

・　参加申込書を提出される際は、必ず電話で募集要項「１４　問い合わせ及び提出先」へ連絡してください。電話連絡がなく書類が未着の場合は、区は責任を負いません。

・　参加資格の要件を満たす申込者に対しては、令和８年１２月２２日（火）までに参加資格確認結果通知書をメールで送付します。

（２）質問の受付
質問は参加資格の要件を満たす参加申込事業者から受け付けます。

ア　提出期限　令和８年１２月２４日（木）　午後５時まで（必着）
※参加資格確認結果通知書を受け取った事業者は、質問の有無にかかわらず質問票をご提出ください。

イ　提出書類
様式２「令和９年度 目黒区認知症支援推進事業に係るボランティア活動支援等委託事業者募集に関する質問票」（以下「質問票」という。）
※様式は、目黒区公式ウェブサイトからダウンロードをお願いします。

ウ　提出方法・提出先
メールで提出してください。提出先は、募集要項「１４　問い合わせ及び提出先」をご参照ください。
※メール以外の提出は受け付けません。また、本質問票以外のお問合せ（電話・FAX・窓口など）には応じられません。

エ　その他
質問及び回答をとりまとめたうえで、令和９年１月６日（水）までに参加資格の要件を満たす全申込事業者へメールで回答します。

９ 企画提案書等の受付

参加資格確認結果通知書を受け取った事業者は、以下の通り企画提案書を提出してください。

（１）提出期限　令和９年１月１２日（火）正午まで
※必ず上記期間内にご持参ください。上記期間を過ぎたものは無効とします。

（２）提出書類
様式３「提出書類一覧」に記載している書類をご提出ください。
※企画提案書様式は、目黒区公式ウェブサイトからダウンロードをお願いします。

（３）提出方法等

ア　提出方法・提出先
事前に電話連絡の上、持参により提出してください。提出先は、募集要項「１４　問い合わせ及び提出先」をご参照ください。

※郵送による提出は受け付けません。

イ　提出部数

正本１部、副本６部（副本はコピー）

※副本はパンフレット等の添付資料含め、法人・団体名等がわからないよう必ず全てマスキング処理等の加工を行ってください。(事業提案者が特定又は推測できるようなロゴマーク等含む。)

ウ　綴り方

① 様式３「提出書類一覧」の上から順番にフラットファイル等（Ａ４・縦型・左綴じ）で綴り、表紙及び背表紙にタイトル「目黒区認知症支援推進事業に係るボランティア活動支援等委託事業者　提出書類」と記入し、書類ごとにインデックスを付して提出してください。

② インデックスには、様式３「提出書類一覧」に記載されている「番号」を記載してください。

③ 書類はＡ４判で作成し、両面印刷してください（パンフレットを除く）。文字のポイント、レイアウト等の定めは特にありません。

（４）企画提案書作成上の留意事項

ア　企画提案書は別紙１「業務詳細」を踏まえ、事業目的達成に対応したものを作成してください。

イ　見積書等は令和９年４月から令和１０年３月末日までの事業の実施体制等を踏まえ、別紙１業務詳細「２　業務委託詳細（３）事業実施内容」に記載の各事業の経費（人件費、講師謝礼金、交通費、物品購入費、その他必要となる経費）を算出したうえでその内訳を明記してください。提案上限額は「４　提案限度額」のとおりです。

ウ　応募に必要な経費はすべて応募事業者の負担とし、提出された書類は返却しません。

エ　提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は、参加資格を失います。また、提出期限以降における提案書類の差替え及び再提出は認めません。
ただし、区が必要と判断した場合は、追加資料を求める場合があります。

オ　企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合は、提案内容を無効とします。

カ　応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、区は、事業者の公表等必要な場合には、応募書類等の内容を無償で使用できるものとします。

10 審査基準

選定委員会が審査基準に基づき審査を行います。具体的には、次の事項を重視して審査を行います。

	主 な 評 価 項 目
事業者について	法人の理念及び事業目的は適正であるか
	経営の安定性、企業倫理の確立、法令順守の推進体制は確保されているか
事業実績について	他自治体での事業の実施状況
実施体制について	事業実施に適した従事者の配置体制となっているか
	従事者の教育指導体制が十分であるか
	事業実施に必要な実施体制は確保できるか

	現場へのバックアップ、区、関係機関との連携体制は十分であるか
事業内容について	区の進め方に沿っているか
	事業の主旨を踏まえた企画提案はあるか
	利用者の状況に応じた業務内容の工夫・改善ができるか
個人情報保護について	個人情報保護・情報セキュリティの体制が確立されているか
安全管理等について	事故等のトラブル、苦情等に対応できる体制となっているか
見積金額	見積金額が妥当かどうか
プレゼンテーション及びヒアリング	事業目的は理解しているか
	事業に対する積極的な姿勢はあるか
	事業の実現可能性はあるか
	提案内容に対する説得力はあるか

11 選考方法

（１）第一次審査（書類審査）

応募資格、提案概要等を審査します。

応募事業者が多数の場合は、第一次審査で３事業者以内を選定します。

ただし、第一次審査において複数事業者が同順位であって上位３事業者に収まらない場合は選定委員会で合議の上、順位を決定します。

（２）最終審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

プレゼンテーション(１５分程度)及びヒアリング(２０分程度)を行います。詳細は第一次審査結果を通過した事業者に対して別途ご案内します。

最終審査は第一次審査の評価結果とプレゼンテーション及びヒアリングの評価結果を合算し、総合的に審査します。

なお、申し込みから最終審査までの間、必要により、他自治体で受託中の類似事業について実地調査を行うことがあります。

（３）事業者選定

最終審査後、選定委員会で合議の上、委託予定事業者を選定します。

（４）審査結果

応募事業者に個別に通知します。なお、審査の経緯に関する質問及び審査結果に対する異議申立には一切応じません。

12 契約に際しての留意点

委託契約の締結に際しては、企画提案の詳細について別途協議・調整のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがあります。協議・調整が整った後に、契約の相手方となる事業者は、詳細な経費を積算した見積書を再度提出することとなります。

13 開示請求等

（１）提案書は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、開示請求があった場合は、目黒区情報公開条例（平成 12 年 12 月目黒区条例第 58 号）の趣旨に則し、原則全部開示とします。したがって、全部開示されることを前提に、独自ノウハウ等の開示されることで法人等に明らかに不利益になる事項及び受託している実務実績については様式４「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」に記載のうえ提出してください。

なお、不開示部分についての最終判断は区で行いますので、必ずしも疎明書に記載されたすべての部分が不開示になるというわけではありません。

（２）様式４「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」には、法人名、提案書の該当ページ、不開示を希望する部分、具体的な理由、目黒区情報公開条例上の該当条文を明記してください。

なお、提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書の提出があった場合は、目黒区情報公開条例第 15 条第 1 項に規定する任意的意見聴取において、意見書の提出があったものとみなしますが、疎明書の提出時と変化がないか等再度、状況の確認をさせていただく場合があります。

14 問い合わせ･提出先

〒１５３－８５７３　目黒区上目黒２－１９－１５

健康福祉部福祉総合課認知症施策推進係

目黒区認知症支援推進事業に係るボランティア活動支援等委託事業者

選定委員会事務局　伊藤

ＴＥＬ　　０３－５７２２－９７０２

ＦＡＸ　　０３－５７２２－９０６２

メール　　fsogo02@city.meguro.tokyo.jp

以　　上